

秦野市都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内に  
おける建築物の建築許可に係る審査基準を定める要領

(趣旨)

- 1 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項に規定する都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築許可の審査基準について、法令で定めるもののほか、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び第2項の規定により必要な事項を定める。

(審査基準)

- 2 法第53条第1項の規定による許可は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却できる建築物で、都市計画事業の施行に支障がないと認められるものについて行うものとする。
  - (1) 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
  - (2) 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 3 前項の規定にかかわらず、掘り込み車庫（上部建築物の敷地表面から道路面までの間を掘削する方法により、建築された自動車車庫をいう。以下同じ。）を建築する場合において、都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域から外すことが困難で、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、許可することができるものとする。
  - (1) 敷地条件
    - ア 敷地と接続する道路との間に高低差があり、その道路のほかに接道がないこと。
    - イ 車庫の床面と前面道路との間に著しい高低差がないこと。
  - (2) 構造等の条件
    - ア 掘り込み車庫の上部床版と掘り込み車庫の上部の敷地表面との間に、土かぶりが有効30センチメートル以上あること。
    - イ 車庫以外の用途に使用しないこと。
    - ウ 構造は、プレキャスト鉄筋コンクリート造その他これに類するもので、容易に除却できること。

エ 車庫は、一敷地につき一棟で、かつ、床面積が20平方メートル以内であること。

オ 車庫から主要な用途の上部建築物に直接出入りができない構造であること。

カ 同一敷地内に掘り込み車庫と主要な用途の上部建築物がある場合は、その車庫と建築物を一つの建築物とみなし、主要な用途の上部建築物の階数は、2以下とすること。

(適用除外)

4 この要領は、都市計画施設及び市街地開発事業に関する事業の実施に支障があると市長が認める次に掲げる区域内においては、適用しない。

(1) 秦野都市計画道路1・4・1号厚木秦野道路の一部(その区域は、別図第1に定める)

(2) 秦野都市計画道路3・3・1号平塚秦野線、秦野都市計画道路3・5・1号入船平沢線及び秦野都市計画道路3・5・2号秦野駅前線の各一部(その区域は、別図第2に定める。)

(3) 秦野都市計画道路3・4・9号渋沢駅前落合線の一部(その区域は、別図第3に定める。)

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に提出された都市計画法第53条第1項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

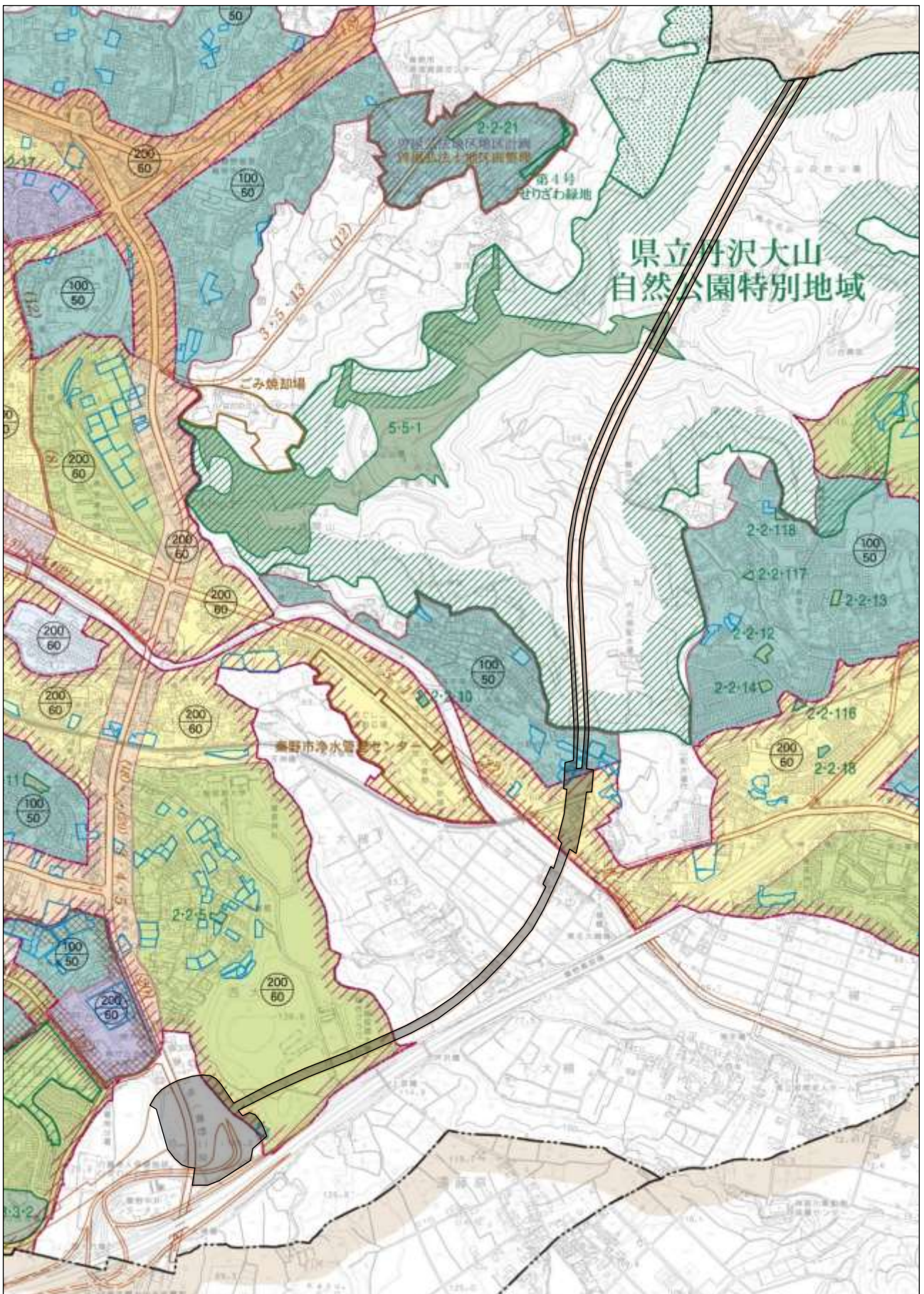
1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に提出された都市計画法第53条第1項の規定によ

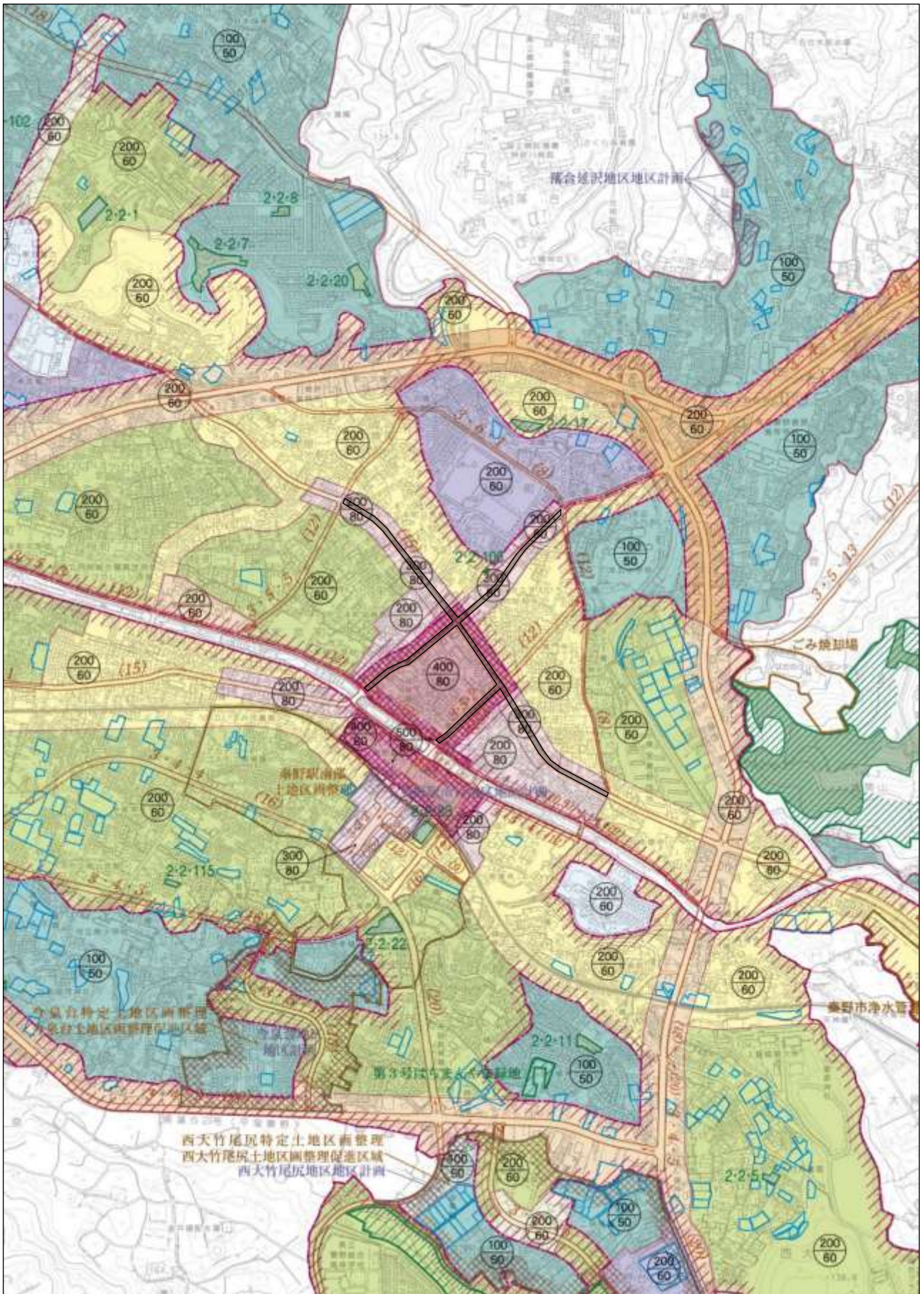
る許可の申請については、なお従前の例による。

別図第1 (第4項関係)





別図第2 (第4項関係)





別図第3 (第4項関係)

